

安全衛生推進者養成講習の開催のご案内

(大分労働局長登録番号 第1号)

標記養成講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講いただきたく、ご案内申し上げます。

記

1 日時・開催会場

| 回 | 講習日 | 時間 | 開催会場 | 受付時刻 | 申込締切日 |
|---|--------------------------|--------------------------|------------------------------|-------|--------------|
| 1 | 2019年7月4日(木) ～7月5日(金) | 8:50～17:00 8:50～12:00 | 渡町台地区公民館 (佐伯市野岡町2丁目12-14) | 8:30～ | 6月20日 (木) |

※ 遅刻、早退、一時外出等により法令に定められた講習時間を受講できない場合には、修了証の交付はできません。遅刻した場合、受講をお断りすることがありますので、時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

2 受講資格・受講料等(税込) 【消費税改正等により改定することがあります。】

| 種 別 | 受講料 | テキスト代 | 合 計 |
|---------|---------|--------|---------|
| 一 般 | 10,800円 | 1,404円 | 12,204円 |
| 一部科目免除者 | 6,480円 | 1,404円 | 7,884円 |

3 定員 20名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続(電話予約後、お申込みください。)

| | |
|----------------|--|
| 申 込 先 | 〒 876-0815 佐伯市野岡1丁目4-19 広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 佐伯支部 TEL:0972-22-5080 FAX:0972-22-5087 |
| 申 込 書 | 所定の受講申込書を佐伯支部までご送付ください。受講申込書は、大分県労働基準協会ホームページから取得できます。(http://www.oita-roukikyo.or.jp) また、支部にもございます。 |
| 写 真 | 写真2枚をご準備ください。(サイズ3×2.4cm、上三分身、脱帽、無背景、色付きメガネ不可、6か月以内に撮影された鮮明な同一の写真。裏面に氏名を記入) |
| 受 講 料 テキスト代 | 講習開始7日前までに、銀行振込によりお支払いください。(支部の窓口で現金払いもできます。) 大分銀行佐伯支店 普通 1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部 |
| 返信用封筒 | 修了証は、直接本人に簡易書留で郵送しますので、個人ごとに住所・氏名(会社送付の場合は、会社名・本人氏名)を記入した定型郵便封筒(長3サイズ以下)に392円分の切手を貼付してお申込みください。 |
| そ の 他 | 2の受講料等の種別にある一部科目免除については、免除科目に係る証明等(衛生管理者、安全管理者の資格を有することを証明する卒業証書の写、実務経験証明等)を添付してください。 |

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。(気象状況等による変更の場合は、協会ホームページでも確認いただけます。)
- ② 納入された受講料等は原則として払い戻しいたしませんので、ご了承ください。

※参考事項

労働安全衛生法第12条の2では、下記注1記載の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、労働安全衛生規則第12条の3に基づき都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者等、一定の資格を有する者を安全衛生推進者(注1記載の業種以外の業種については衛生推進者)として選任し、その者に事業場における安全衛生の業務を担当させなければならないことになっています。

注1.(安全衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ◇ 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

注2.(衛生推進者の選任を要する業種)

- ◇ 上記、注1記載の業種以外の業種